◎新潟県告示第890号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第４項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和８年11月17日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　日時

令和８年12月17日（木）午後７時00分から

２　場所

高柳集落開発センター　２階　会議室

妙高市市高柳１丁目10番10号

３　意見の聴取の事由

下記４による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

４　建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

上越市大字土橋1928番地

田中産業株式会社　代表取締役　田中　康生

(2) 申請地

妙高市高柳１丁目1014番７　他７筆

(3) 主要用途

自動車車庫

(4) 工事種別

新築

(5) 構造・規模

鉄骨造　地上２階（うち、自動車車庫部分　鉄骨造　地上１階）

建築面積 947.36平方メートル（うち、自動車車庫部分　864.00平方メートル）

延べ面積 1,076.46平方メートル（うち、自動車車庫部分　917.74平方メートル）